

令和8年度 志摩市公共施設太陽光発電設備等導入事業
(PPA 事業・文岡中学校)仕様書

1. 事業名称

令和8年度 志摩市公共施設太陽光発電設備等導入事業(PPA 事業・文岡中学校)

2. 事業の目的

志摩市(以下、「市」という。)では、令和5年(2023)年3月に「志摩市ゼロカーボンシティ推進計画」を策定し、2050年までの脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー等の利用促進と省エネルギーの推進など、地域脱炭素化の取り組みを進めている。

本事業は、PPA(電力販売契約)により志摩市立文岡中学校(以下「施設」という。)に太陽光発電設備等を導入することで、施設で消費する電力の一部を安定的に確保するとともに、温室効果ガスの排出を抑制することを目的とする。

3. 業務の場所

志摩市立文岡中学校(三重県志摩市阿児町鶴方 3347 番地 2)

4. 事業内容

(1) 事業概要

ア 事業者は、施設において、現地調査、設備容量検討及び構造検討を行うこと。

イ 事業者は、PPAにより太陽光発電設備(以下「設備」という。)の導入方法を提案し、その提案内容をもとに、設置が可能な施設における設置場所の提供を受け、設備を導入すること。また、施設の行政財産使用許可を受けるとともに、導入にあたっては、設備の設計、施工、施工管理業務及び工事に関連する手続きを行うこと。

ウ 事業者は、設置場所における既設設備を破損した場合は、自らの負担で修復すること。

エ 事業者は、設備の運用及び維持管理を自らの責任で行うこと。

オ 事業者は、設備で発電した電力を施設に供給すること。設備に異常もしくは故障が生じ、電力供給に影響を及ぼす場合は、速やかに機能の回復を行うこと。

カ 事業者は、運転期間終了後、設備を撤去し導入前の状態に戻すこと。

なお、撤去に必要な費用は事業者の負担によるものとし、撤去により既設設備等を破損した場合には、事業者の負担で修復すること。

(2) 事業期間等

- ア 契約締結日から撤去完了までを事業期間とすること。
- イ 設備の設置を令和9年2月下旬までに完了すること。ただし、社会的情勢等により期日までに設置が困難と認められる場合は、市と協議のうえ設置時期を決定する。
- ウ 運転開始日(電力供給開始日)については、市と協議の上決定すること。
- エ 運転期間は、運転開始日から最長で20年間とする。

(3) 契約単価(PPA 料金単価)

- ア 市は、施設に供給された電力使用量に契約単価を乗じた代金を事業者を支払う。なお、施設における月別の予定使用電力量は別紙1のとおりとする。
 - ※別紙1は直近1年間の実績を示したものであり、将来の使用電力量を保証するものではない。また、予定使用電力量を下回る場合があっても、市はその責を負わないものとする。
- イ 電力使用量は、検定を受けた電力量計により計測された数値を使用する。また、電力量計は事業者の費用負担により自らが設置すること。
- ウ 契約単価は、原則として運転期間中一定額とし、電力使用量に対する電力料金単価のみとすること。また、月別又は時間帯別に異なる単価は使用しないこと。
- エ 契約単価は、基本料金単価の設定は行わないこと。
- オ 契約単価は、設備の設置、運用、維持管理、撤去等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の諸経費を含めること。なお、市は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」の活用により、設備の設置にかかる費用の2分の1の額を事業者に別途補助することから、事業者は、この金額に相当する額を控除したうえで契約単価を設定すること。
- カ 事業者は、契約単価の算定根拠(設置費、維持管理費(機器更新費を含む)、撤去費、予定発電電力量等)を市に提出すること。
- キ 契約単価は、小数点以下第2位までとすること。

5. 事業実施について

(1) 基本条件

- ア 本事業は、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用する事業であるため、同交付金の交付要綱に従い事業を実施すること。

イ 事業者が施設を使用するにあたっては、必要に応じて市の行政財産使用許可を受けること。なお、使用に伴う施設使用料等は全額免除(最長で20年間)するものとする。

ウ 事業者は、施設を本事業以外の目的に使用しないこと。

エ 事業実施にあたり予想されるリスクと責任分担については、「予想されるリスクと責任分担」(別紙2)のとおりとする。なお、これに定めのないものについては、市と事業者の協議により決定する。

オ 設備の設置後において、市が実施する工事等により設備の一時的な停止が必要な場合、事業者はこれに応じること。なお、市が実施する工事等により設備の移設等が必要な場合は、市の負担とする。

(2) 設備工事前の調査・手続き

ア 現地調査

事業者は、施設の状況を十分に把握するために、資料等の収集、施設関係者への聞き取り、現地測定、既設設備の確認等の必要な調査を実施すること。

イ 設備容量検討

太陽光発電設備の容量は、現地調査の結果や電力使用量データ等から適宜精査し、当該施設に適切な容量とすること。

事業者は、太陽光発電設備により発電した電力について、発電した電力を最大限自家消費できるように努める。ただし、系統への逆潮流は行わない仕様とすること。また、当該設備で発電して消費する電力量を最大限自家消費するため、適切な容量を選定すること。

ウ 構造検討

事業者は、設備を設置した際における荷重増加による施設の耐久性について、積載荷重の範囲内で設置する設備等を検討し、長期荷重、地震力、風圧力、積雪荷重、その他外力に対して、施設の耐久性が問題ないことを書面により市に報告すること。

太陽光発電設備が設置可能な場所は、施設の屋根部分とする。また、台風等の気象条件や垂直積雪量、塩害への耐久性についても配慮すること。

エ 各種関係手続

事業者は、現地調査、設備容量検討、構造調査を行い、各種法令の規定に基づき届出等手続きを要する場合には、所管官庁等にて必要な手続きをリストにまとめて市に提出するとともに責任をもって手続き等を行うこと。また、設備の設置が、建築基準法等の各種法令の規定に適合していることが確認できる書類を市に提出すること。

(3) 設計・施工・維持管理等

ア 共通事項

- ① 設備の設計、施工及び維持管理にあたっては、電気事業法、消防法、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。
- ② 設計・工事にあたっては、原則として以下の仕様書に準拠すること。ただし、特別な事情が生じた場合は、別途市と事業者の協議により決定する。
 - ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
 - ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)
- ③ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、十分配慮した設計・施工をし、影響が懸念される場合には対策を施すこと。また、地域住民及び市から苦情等があった場合は、事業者の責任により、誠実かつ速やかに適切な対応を行うこと。

イ 設計

- ① 事業者は施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、機器仕様書、設計図面(配置図、システム構成図、結線図、電気設備図面等)、工程表等を市に提出し、確認を受けること。
- ② 太陽光発電設備の据え付けは、建築基準法施行令第 39 条及び JIS C 8955(2017)「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。
- ③ 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること、又は JET 認証に相当する品質及び安全基準に準拠した製品であること。
- ④ 太陽光発電設備等の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針」(最新版)に基づき耐震性を考慮して設計すること。設計用地震力の計算の際は、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。
- ⑤ 既設設備等の保守点検や施設の維持管理に支障を生じさせないこと。
- ⑥ 既設設備の改修を伴わない設計とすること。既設設備の改修が必要な場合は、市と協議のうえ事業者の負担で改修を行うこと。

ウ 施工

- ① 施工にあたり、市が施工に係る書類を求めたときは、別途提出すること。
- ② 定期的に市の関係者と打合せを行い、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。

- ③ 施工にあたり、市の所有施設の利用や安全に支障が起きないように、市と協議の上、十分に注意を払った工事手法及び工程を計画し、実施すること。
- ④ 施工期間は令和8年12月頃から令和9年2月末までとする。また、工事の施工にあたっては、学校の教育活動に支障を及ぼさないよう、原則として土曜日、日曜日、祝日又は長期休業期間(冬休み等)に行うものとし、市と協議の上、日程を調整すること。
- ⑤ 事業期間中、市の職員等が行う施設の管理及び点検等のための屋上等の立入りに支障が生じないようにすること。
- ⑥ 設備に係る配線ルートについては、施設の保安上・管理上支障がないルートを選定の上、市との協議により決定すること。また、設備には、施設の電気工作物と識別ができるような表示を行うこと。なお、商用電源は施設から供給するものとする。
- ⑦ 設備の設置に際しては、施設に停電が発生しない方法を優先すること。停電を伴う場合は、工事計画書(工事概要、作業や停電等に係るタイムスケジュール、停電お知らせ通知等)を作成し、市と事前協議の上、施設の電気主任技術者にも報告を行い、その指示に従うこと。
- ⑧ 生徒及び教職員の安全確保を最優先とし、工事中の安全対策の実施、市及び近隣住民との調整等は事業者が責任を持って十分に行うこと。
- ⑨ 工事完成時には、市の確認を受けること。また、完成図書(機器仕様書、機器取扱説明書、完成図面、設備運営に関する説明書、非常時の設備操作マニュアル及び各種許認可書の写し等)を紙ベースで3部、PDF形式データ等を格納した電子媒体(CD-R、DVD-R等)で2部作成し、市に提供すること。

エ 電力供給・維持管理(保安・点検)

- ① 事業者は、市及び当該施設の電気主任技術者と、責任分界点、保守方法及び費用負担等を協議し、事業者が設置した設備の維持管理に努めること。
また、適切な保守点検計画を市に提出すること。
- ② 当該施設の電気主任技術者とは別の電気主任技術者を配置する場合は、事業者が電気主任技術者を別途選任すること。
- ③ 毎年1回以上点検(停電を伴うものは、市が実施する電気設備年次点検に同調することが望ましい)を行い、故障記録、腐食、さび、変形、基礎の沈下、隆起、ボルト、金具のゆるみ等を確認するとともに、その結果を市及び電気主任技術者に書面で報告し、必要に応じて修繕等の対応を行うこと。

- ④ 事業者は、必要に応じて法令に基づく保安規程を作成し、市に確認のうえ、国に届出を行うこと。また、設備に異常又は故障が生じ、電力供給に影響を及ぼす場合には、速やかに当該施設の電気主任技術者に連絡の上、事業者の責任と負担において修理を行い機能の回復を行うこと。
- ⑤ 事業者は、設備による発電実績、点検状況等について毎月市に報告すること。
- ⑥ 大規模地震、大型台風等の災害発生後は、必要に応じて施設及び施設近隣に損害を与えていないかを確認し、被害拡大防止並びに安全対策に万全を期すること。また、結果を市に報告すること。
- ⑦ 市が停電を伴う電気設備年次点検、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置に応じること。なお、設備の移設に伴う費用負担が発生する場合や、1カ月以上の運転停止になる場合は、費用負担について市と事業者で協議する。なお、移設に伴う設備の運転停止期間に関しては、事業期間に含まれないものとし、その間の市による売電収入補償は行わない。ただし、停止期間分の契約期間延長について、必要に応じて事業者は市と協議することができるものとする。

オ その他

- ① 事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合又は事業期間が終了した場合は事業者の費用負担により発電設備及びその他付帯設備の撤去を速やかに行い、屋上等の原状回復を行うこと。なお、事業者は、撤去作業のスケジュールを事前に市に提出するとともに、撤去後に市による確認を受けること。
- ② 市が自家消費した電力に付随する二酸化炭素排出削減等の環境価値については、市に帰属する。
- ③ 事業者は、設備導入による温室効果ガス排出量削減効果の検証方法を市に提示し、運転期間中において実際の削減効果の検証を行うとともに、事業者は検証結果を毎年度、市に報告する。なお、定期報告以外であっても、市から要請があった場合には、事業者は検証状況を報告するよう努めること。
- ④ 事業者は、本事業により市及び第三者に損害を与えないようにすること。なお、損害が発生した場合に備え、損害保険、賠償責任保険もしくはこれらと同等の補償内容の保険に加入し、市に写しを提出すること。また、市及び第三者に損害を与えた場合は、事業者が補償責任を負い、事業者の責任において速やかに対応すること。リスクの分担が決定されていない場合は、市と事業者で協議する。

- ⑤ 設備の設置時には、防水施工方法が分かる書面を作成し、施設の防水機能に影響がないよう施工する。また、設備の設置に起因する雨漏り等が生じた場合は、事業者の責任及び負担で必要な措置を取ること。
- ⑥ 事業者は本事業を実施するうえで知り得た情報等を、市の許可なく第三者に漏らさないこと。
- ⑦ 市が保有する資料について、事業者から本事業の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市は必要に応じて貸与する。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、事業完了後は全貸与資料を返納すること。
- ⑧ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、実施すること。
- ⑨ 本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、または定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定する。

別紙1 導入対象施設

施設名	施設所在地	契約電力	契約種別	月別の予定使用電力 (使用電力実績)	竣工年
志摩市立 文岡中学校	三重県志摩市 阿児町鵜方 3347 番地 2	121 kW	高圧業務用電力 FR プラン A (株V-Power)	(令和 7 年) 4 月 8,229kWh 5 月 8,789kWh 6 月 14,066kWh 7 月 18,864kWh 8 月 12,344kWh 9 月 19,079kWh 10 月 10,959kWh 11 月 7,821kWh 12 月 10,243kWh (令和 8 年) 1 月 14,196kWh 2 月 11,743kWh 3 月 9,802kWh	H27 年

別紙2 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		市	事業者	
共通	実施要領の誤り	実施要領の記載事項に重大な誤りがある場合	○	—
	提案書類の誤り	提案書類の誤りにより目的が達成されない場合	—	○
	第三者賠償	設備に起因する騒音・振動・漏水・脱落・飛散等による場合	—	○
	安全性の確保	設計・建設・維持管理における安全性の確保	—	○
	環境の保全	設計・建設・維持管理における環境の保全	—	○
	法令等の変更に伴う対応	設計・建設・維持管理に影響のある法令等の変更	—	○
	保険	設備の設計・建設における履行保証保険及び維持管理機関のリスクを保証する保険	—	○
	事業の中止・延期	市の指示によるもの(事業者に起因するものを除く)	○	—
		必要な許可等の遅延によるもの	—	○
		事業者の事業放棄、破綻によるもの	—	○
契約不適合責任	設備に係る隠れた欠陥又は不具合の担保責任	—	○	
不可抗力	天災・暴動等による事業の変更・中止・延期	協議		
計画・設計段階	物価	物価変動	協議	
	資金調達	必要な資金の確保に関すること	—	○
	応募に係る費用	応募に係る費用の負担	—	○
	設計コスト	事前調査・設計等の一切の費用負担	—	○
建築段階	物価	物価変動	協議	
	用地の確保	資材置き場の確保に関する市との調整	—	○
	工事遅延・未完工	工事遅延・未完工による電力供給(運転)開始の遅延	—	○
	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)	—	○
	一時的損害	発電開始前に工事目的物等に関して生じた損害	—	○
支払関連	支払遅延・不能	市の電気料金の支払いの遅延・不能によるもの	○	—
	金利	市中金利の変動	—	○
	電力需要の変動	施設の電力使用量の著しい変動	協議	
維持管理関連	計画変更	用途の変更等、市の責による事業内容の変更	○	—
	維持管理費の上昇	維持管理費用の増大	協議	
	天候不良	天候不良による発電量の減少	—	○
	市施設等の損傷	設備に係る事故・火災による施設及び設備の損傷	—	○
		設備に起因する市施設への障害	—	○
市施設に起因する事故・火災による施設及び既存設備損傷	○	—		
保障関連	性能	要求仕様不適合(施工不良を含む)	—	○
		仕様不適合による施設・設備への損害、市施設運営・業務への障害	—	○